

畑作物加工・流通対策支援事業
(分みつ糖工場低炭素化支援事業)

第1 事業内容等

政府は、二酸化炭素排出量が一定規模（10万トン）以上の法人に対し、毎年度、排出実績と等量の排出枠の償却を求めるなどを義務付けた。一方、北海道のてん菜を原料とする分みつ糖工場では、主に石炭を燃料としているが、工場の立地条件等からエネルギー転換が容易ではない状況にある。分みつ糖工場を低炭素化するための取組は、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、環境負荷低減に資する分みつ糖工場の低炭素化に対応した施設・設備（以下「低炭素化設備」という。）や、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントやバイオコークス等のバイオマス燃料製造設備（以下「バイオマス利活用施設」という。）で製造されるエネルギーの活用に対応した施設・設備（以下「バイオマス燃料等活用施設」という。）の導入・改良等の調査・設計及び実証のための取組を支援する。

1 事業内容

（1）バイオマス利活用施設との連携促進

バイオマス利活用施設で製造されるエネルギーを活用する場合の課題についての改善案を、検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

（2）未乾燥ビートパルプの利用促進

分みつ糖製造の副産物であり、石炭燃料で乾燥させているビートパルプを、環境負荷の低減を目的として未乾燥で活用する場合の課題についての改善案を、検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

（3）次世代エネルギーの利用促進

環境負荷低減に資する水素やアンモニア等の次世代エネルギーを、分みつ糖工場の施設・設備で利用する場合の課題についての改善案を、検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

（4）事業化の推進

低炭素化設備、バイオマス利活用施設、バイオマス燃料等活用施設等の導入促進に向けた事業化の推進の取組を行う。

ア 調査支援

低炭素化設備、バイオマス利活用施設、バイオマス燃料等活用施設等の導入促進のため、その導入可能性の有無についての調査に対する支援。

イ 基本設計支援

低炭素化設備、バイオマス利活用施設、バイオマス燃料等活用施設等の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

ウ 協議・手続支援

低炭素化設備、バイオマス利活用施設、バイオマス燃料等活用施設等の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手續に対する支援。

2 補助対象経費

補助対象経費は、別表のとおりとする。

3 補助率

補助率は、定額とする。

第2 事業実施主体等

1 本事業における事業実施主体は以下に掲げるものとする。

(1) 分みつ糖製造事業者

(2) 生産者の組織する団体

2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

(3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(4) 日本国内に所在し、補助金事業全体及び補助された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、第1の1（4）の事業の目標年度は、施設整備完了年度の翌々年度とする。

3 事業の対象地域

事業実施地区は、てん菜に係る指定地域の区域内（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）とする。

4 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。

(3) 事業が実施されることが確実に見込まれること。

(4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をする。

(5) 事業実施主体の構成員が食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込ま

れる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 北海道農政事務所は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により北海道農政事務所から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する北海道農政事務所長に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 北海道農政事務所長は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、北海道農政事務所長より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する北海道農政事務所長に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、別記様式第10号-3を用いるものとする。

なお、事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条第3号の規定に基づく国内産糖交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合は、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

第5 助成等

- 1 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として実施要領別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、実施要領別表2の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとみなすものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 事業実施主体は、資材・機材の使用を確認できる資料等を保管するものとし、北海道農政事務所長は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
 - (1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組。
 - (2) 不動産、船舶、飛行機又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組。ただし、事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費は除く。
- 5 補助金の返還
北海道農政事務所長は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部について返還を求めることができるものとする。
 - (1) 本事業による取組が事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
 - (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
 - (3) 北海道農政事務所長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
 - (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合